（航空法施行規則の一部改正）

第九条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十六条の七　法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	**第十六条の七**　法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　前項の申請書には、写真（申請前六月以内に、脱帽、上三分身を写した台紙に貼らないもの（縦三センチメートル、横二・四センチメートル）で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申請書には、写真（申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの（縦三センチメートル、横二・四センチメートル）で、裏面に氏名を記載したもの。以下この章において同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
3　（略）	3　（略）
（技能証明の申請）	（技能証明の申請）
第四十二条　（略）	**第四十二条**　（略）
2　前項の申請書には、写真一葉を添付し、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、写真（申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの（縦三センチメートル、横二・五センチメートル）で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。）一葉を添付し、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）